

# 福祉

## 申請や相談はお早めに

福祉課児童福祉係（内線150）

### 児童扶養手当の支給は毎年手続きが必要です

児童扶養手当は、離婚や死亡、遺棄などの理由で、父親と生計が同じでない母子世帯の生活の安定と自立を促進するための制度です。

#### ▼助成の対象者

日本国内に住所があつて、次の支給対象のいずれかに該当する児童を監護している母、または母に代わつて児童を養育している方です。

また、児童扶養手当の決定は、前年の所得を基にして、毎年8月に見直されます。

#### ▼支給対象の児童

①父母が婚姻を解消②父が死亡③父が重度の障がい④父の生死が不明⑤父から1年以上の遺棄⑥父が1年以上の拘禁⑦母が婚姻せずに出生

#### ▼手続きが必要です

次の場合には、手当を受ける資格がなくなります。必ず資格喪失届の手続きを行ってください。

児童数	手当（月額）	手当の一部（月額）
1人	41,720円	所得に応じて41,710円～9,850円
2人	46,720円	児童1人の手当に5,000円加算
3人以上	3人目から児童1人増えるごとに3,000円加算	

児童扶養手当現況届を未提出の方は至急ご連絡ください。また、昨年は手当が受給できなかった方でも今年は手当が受給できる場合がありますのでご相談ください。

### 医療費助成や貸付の資金でひとり親家庭を支援します

ひとり親家庭等医療は、ひとり親家庭などの医療費の一部を助成して、健康の保持や経済的負担を軽減する制度です。

#### ▼助成の対象と支給要件

- ①ひとり親家庭の父、または母
  - ②①の者が扶養する18歳に達する日以後の3月31日までの児童
  - ③18歳に達する日以後の3月31日までの者で父母のいない児童
- ※父（母）は、児童の20歳の誕生日までが対象です。また、児童は18歳に達する日以後の最初の3月31日までが対象となります。

#### ▼助成額

自己負担額の3分の2  
 ※他市町村へ転出するとき、ひとり親家庭でなくなったとき、住所や加入保険の変更があつた場合は、届出が必要となります。

県では、ひとり親家庭を支援する母子寡婦福祉資金貸付の制度がありますのでご相談ください。（下表）

#### ▼相談・問い合わせ

上益城地域振興局福祉課  
 ☎282-10215

# 農業

## 老後への安心積み立てそれが農業者年金です

農業委員会事務局（内線248）

農業者年金は、農業者の老後生活の安定を図るための社会保障であると共に、農業の担い手を支援する年金制度です。国民年金に農業者年金をプラスすることで、老後への安心をしっかりとサポートします。

#### ▼対象者

①農業者の方なら広く加入できます。国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人はだれでも加入できます。  
 ②農地を持っていない農業者や配偶者、後継者の家族従事者も加入できます。

#### 農業者年金はメリット満載

##### ▼保険料額を自由に設定

自分で保険料を決めることができます（月額2万円～6万7千円の間。千円単位で自由に選択）。農業の経営状況や老後の設計に応じて、いつでも見直すことができます。

##### ▼終身年金で80歳まで保証付き

年金は生涯支給されます。仮に、加入者や受給者が80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金が死亡一時金として遺族に支給されます。※このほか、税の優遇措置や農業担い手への政策支援もあります。

加入年齢	納付期間	試算額（年額）	
20歳	40年	男性／113万円	女性／98万円
30歳	30年	男性／71万円	女性／62万円
40歳	20年	男性／40万円	女性／35万円
50歳	10年	男性／17万円	女性／15万円

※保険料を月額2万円、65歳までの付利率を3.0%、65歳以降の予定利率を1.75%で試算しています。

# 年金

## 社会保険料控除証明書は税申告まで大切に保管を

町民保険課町民案内係（内線116）

国民年金保険料は、税の申告をする際に、納めた全額が社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料の社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行う際に、保険料を支払ったことを証明する書類を付ける必要があります。

そこで国民年金保険料を納付された方には、「社会保険料控除証明書」が社会保険庁から送付されます。年末調整や確定申告を行う際まで大切に保管してください。

#### よくある質問Q&A

Q 「社会保険料控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までに納付した場合は、今年分として申告できますか？

A 今年度分として申告できます。

A 「社会保険料控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算して申告してください。その際、後から納付した保険料分の「領収証書」も必ず付ける必要があります。

Q 家族の保険料を納付した場合も申告することができますか？

A 世帯主、または配偶者として、家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。

納付した期間	証明書の送付時期
平成21年1月1日～9月30日までに納付された方	平成21年11月
平成21年10月1日～12月13日までに納付された方	平成22年2月

※証明書を紛失された場合には再発行ができます。

#### ▼問い合わせ（控除証明書専用ダイヤル）

☎0570-070-117（IP電話03-6700-1130）